

新潟市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の保育所等の保育人材の確保を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を推進するため、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を予算の範囲内で交付するものとし、交付について必要な事項は、新潟市補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、保育士試験により保育士資格取得を目指す者が保育士試験に合格し、保育士証の交付を受けた後、市内に所在する次に掲げる施設又は事業（国又は地方公共団体が設置したものを除く。以下「対象施設等」という。）に保育士として勤務することが決定した者とする。なお、補助対象者が雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による助成等を受けている場合は、本事業の対象としない。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所であって、法第35条第4項の規定により認可を受けたもの

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）第2条第6項に規定する認定こども園

(3) 認定こども園への移行を予定している幼稚園

(4) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同章第3節に規定する小規模保育事業B型であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

(5) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

(6) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知)による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けた認可外保育施設

2 前項の規定にかかわらず、暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものは補助金の交付対象者としな

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 この補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、保育士試験受験講座の受講(通信制、昼間、昼夜開講制、夜間及び昼間定時制のものをいう。)に要する費用であって、保育士試験受験講座を開講している事業者(以下「講座実施事業者」という。)に対して、補助対象者が合格した保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の日が属する月の1日までに支払った入学料(講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料をいう。以下同じ。)、受講料(面接授業料、教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。)をいう。以下同じ。)及び上記経費の消費税とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては補助対象経費としな

(1) その他の検定試験の受講料

(2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

(3) 補講費

(4) 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用

(5) 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用

(6) 学債等将来補助対象者に対して現金還付が予定されている費用

(7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

(8) クレジット会社に対する分割払い手数料(金利)

(9) 補助対象者が第4条の規定による申請を行う時点で講座実施事業者に対して未納になっている入学料又は受講料

3 この補助金の額は、別表に掲げるとおりとし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請および実績報告)

第4条 補助対象者は、保育士証の交付を受けた後、対象施設等に勤務を開始した日の属する月の末日までに、受験対策学習費用交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)及び次に掲げる書類について対象施設等を経由して市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

(1) 支出明細書(別記様式第2号)

(2) 補助対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設等に勤務が決定したことを確認できる書類

(3) 講座実施事業者が発行する対象経費の領収書

(4) 保育士証の写し

2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出又は省略させることができる。

(交付決定および額の確定)

第5条 市長は、申請内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、補助金交付(不交付)決定および確定通知書(別記様式第3号)により、対象施設等を経由して補助対象者に通知するものとする。

(勤務状況の報告)

第6条 補助金の交付を受けた者は、保育士資格取得後、対象施設等において1年以上勤務しなければならない。ただし、勤務期間1年未満で対象施設等を退職した場合、施設等を経由して市長に理由書を提出し、市長がその内容を相当と認めた場合は、この限り

でない。

2 補助金の交付を受けた補助対象者は、勤務状況報告書（別記様式第4号）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（検査及び報告）

第7条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助対象者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に補助対象者の従事する対象施設等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させることができる。

（補助金の取消し等）

第8条 市長は、次の各号により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

（1）前条の規定による検査等で、補助金の交付決定を受けた者が本要綱に違反したこと又は虚偽その他の不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合

（2）第6条に基づく報告を受け又は照会を行い、補助対象者が、対象施設等において1年以上保育士として従事しなかった事実を認めた時は、交付した補助金の全部又は一部について、補助対象者に対して返還を求めることができる。

（補助金の返還）

第9条 前条による交付決定の取消しの通知を受けた者で、当該取消しにかかる部分について補助金の交付を受けているときは、補助金返還命令書（別記様式第6号）に基づき、市長が定める期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（関係書類の整備及び保存）

第10条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年10月10日から施行する。

別表（第3条関係）

対象経費	補助率	上限
保育士試験受験のための学習に要した経費	対象経費の 1 / 2	1人あたり 15万円

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者

新潟市保育士試験による資格取得支援事業補助金受験対策学習費用

交付申請書兼実績報告書

補助金の交付を受けたいので、新潟市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

① 補助対象者氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
② 補助対象者住所	(〒 -)	電話 ()	
③ 講座実施事業者名称			
④ 講座実施事業者所在地	(〒 -)	電話 ()	
⑤ 講座受講期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日		
⑥ 学習に要した費用 (合計)	円		
⑦ 保育士登録年月日	(元号) 年 月 日		
⑧ 資格取得後の勤務状況	法人名		
	法人代表者		
	保育士として勤務開始日 (元号) 年 月 日		
(備考)			

別記様式第 2 号（第 4 条関係）

支出明細書

申請者氏名 _____

No.	支払日	支出内容	支払先	金額（円）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合 計				

別記様式第3号（第5条関係）

新 第 号

年 月 日

様

新潟市長

印

新潟市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付（不交付）決定および確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり
交付（不交付）の決定および額の確定をしたので、新潟市保育士試験による資格取得支援
事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 確定額

別記様式第4号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者氏名

新潟市保育士試験による資格取得支援事業補助金に係る

勤務状況報告書

私、（申請者氏名）の対象施設等における保育士業務への従事状況について証明を受けましたので報告します。

1. 保育士業務を開始した日 年 月 日

2. 1に記載の業務開始日から起算して1年を経過した日において、引き続き保育士業務に従事しているか否かについて（あてはまる方に○印をつけてください。）

（ 従事している ・ 従事していない ）

証明年月日 年 月 日

施設所在地

施設名

法人名

代表者名 印

※私印ではなく、施設長印を捺印すること

別記様式第5号（第8条関係）

新 第 号

年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付新 第 号の で交付決定した新潟市保育士試験による資格取得支援事業補助金については、次のとおり交付決定の取消しをしましたので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付決定取消額 円

3 取消理由

別記様式第6号（第9条関係）

新 第 号

年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市保育士試験による資格取得支援事業補助金返還命令書

年 月 日付新 第 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）新潟市保育士試験による資格取得支援事業補助金について、次のとおり返還を命じます。

記

1 返還額 円

2 返還期限

3 返還理由